

2019年度 静岡県立焼津水産高等学校ご入学の皆さまへ

引受保険会社



東京海上日動火災保険株式会社

TOKAIの

高校生総合補償制度 自転車総合補償制度のご案内

保険料が割安になっています。

団体割引 **5%**

※上記割引率はご加入人数が20名から99名の場合です。

3年間の補償です

個人賠償責任補償

(高校生総合補償制度の場合)

日常生活における賠償事故を

無制限補償

(国外での事故は1億円)

[安心の示談交渉サービス付]

(国内事故のみ)

傷害補償

(高校生総合補償制度の場合)

生徒ご本人のケガの補償を

地震・噴火^{または津波}
天災危険補償特約

熱中症
熱中症危険補償特約

ノロウイルスなど
細菌性食中毒等補償特約

でワイドにカバー

申込日 2019年4月5日(金) 13:30~14:00

申込場所 焼津水産高校 体育館

保険期間 2019年4月5日午後4時から3年間

重要事項のご説明・契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

下記のいずれかの方法でご確認ください。

- ① TOKAI保険事業部ホームページ(<http://www.hoken-tokai.com/>)
- ② 右記のQRコードからアクセス
- ③ 書面による提供をご希望の場合には、TOKAI保険事業部へご連絡ください。

重要事項説明書には「主な保険金をお支払いしない(免責)事由」「告知・通知事項」等を含む大切な内容が記載されており、お読みいただくことが重要です。つきましては、加入申込前に必ず内容を確認し、同意のうえお申込みください。
(「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」は、印刷・保管されることをおすすめします。)



高校生総合補償制度

365日24時間ケガや賠償責任を補償します。

生徒ご本人と同居の親族等の 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付
(国内事故のみ)

生徒およびその同居の親族等が、誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。国外事故も対象となります。

日常生活における賠償事故を 無制限補償

(国外での事故は1億円)
※右記事例でも事故状況等により損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

◆たとえば…こんな場合に◆

●自転車運転中に他人とぶつかりケガを負わせた。



●サッカーで遊んでいて他人にケガを負わせた。



生徒ご本人の 傷害補償

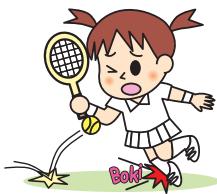
学校内はもちろん、日常生活や旅行中でも、24時間、生徒ご本人がケガをされた場合に保険金をお支払いします。しかも、国外でのケガも対象となります。

◆たとえば…こんな場合に◆

●登校中に車にはねられケガをした。



●テニス部の練習中に骨折して入院した。



●学習塾の帰りに自転車で転んでケガをした。

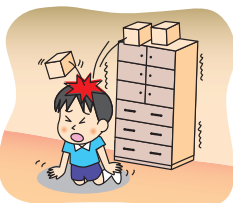


●スキー場で転んでケガをした。



天災危険補償特約

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガを補償します。



●地震によるケガ



●噴火によるケガ



●津波によるケガ

熱中症危険補償特約

日射または熱射により身体に障害を被った場合に保険金をお支払いします。

●熱中症で倒れた。



細菌性食中毒等補償特約

細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により身体に障害を被った場合に保険金をお支払いします。

●ノロウイルスにより食中毒になった。



自転車総合補償制度

自転車に関するケガや賠償責任を補償します。

生徒ご本人と同居の親族等の

個人賠償責任補償

示談交渉サービス付
(国内事故のみ)

生徒およびその同居の親族等が、自転車を運転中に誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ただし、日本国内の事故にかぎります。

生徒ご本人の 傷害補償

生徒が自転車(所有者を問いません。)を運転中に転倒や衝突などによってケガを被った場合。または、生徒が歩行中に、走行中の自転車と接触・衝突してケガを被った場合に保険金をお支払いします。通学途上でなくても対象となります。ただし、日本国内の事故にかぎります。

(注) 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については別紙「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額と払込みいただく保険料

(保険期間3年、高校生総合補償制度は職種級別A級、団体割引5%)

加 入 プ ラ ン		A 型	B 型	C 型	D 型
		高 校 生 総 合 補 償 制 度 (こども傷害補償+自転車傷害補償) ※注1			自転車総合補償制度 (自転車傷害補償)
保 険 料 (3年間分)		30,000円	20,000円	15,000円	5,000円
個人賠償責任保険金額 ※注2		自転車による事故・日常全般の事故 国内 無制限 (国外1億円)			自転車による事故 国内 無制限
		示談交渉サービス付 (国内事故のみ)			
自 転 車 に よ る ケ ガ ※注3	入 院 保 険 金 日 額	18,000円	15,000円	12,000円	6,000円
	手 術 保 険 金 ※注4	入院中の手術 30,000円 外来の手術 15,000円	入院中の手術 15,000円 外来の手術 7,500円	入院中の手術 10,000円 外来の手術 5,000円	—
	通 院 保 険 金 日 額	10,000円	7,500円	5,000円	2,000円
	死亡・後遺障害保険金額	97万円	74万円	50万円	24万円
日 常 全 般 の ケ ガ (こども傷害補償)	入 院 保 険 金 日 額	3,000円	1,500円	1,000円	—
	手 術 保 険 金 ※注4	入院中の手術 30,000円 外来の手術 15,000円	入院中の手術 15,000円 外来の手術 7,500円	入院中の手術 10,000円 外来の手術 5,000円	—
	通 院 保 険 金 日 額	1,500円	750円	500円	—
	死亡・後遺障害保険金額	22万円	17万円	10万円	—
天災危険補償特約		地震・噴火またはこれらによる津波 により身体に障害を被った場合に保険金(死亡・後遺障害、 入院、手術、通院)をお支払いします。			—
熱中症危険補償特約		日射または熱射により身体に障害を被った場合に保険金 (死亡・後遺障害、入院、手術、通院)をお支払いします。			—
細菌性食中毒等補償特約		細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により身体に障害 を被った場合に保険金(死亡・後遺障害、入院、手術、通院) をお支払いします。			—

※注1 「高校生総合補償制度」は、こども傷害補償と自転車傷害補償のセット契約です。

※注2 「高校生総合補償制度」の場合は、情報機器内のデータ破損は1事故500万円が限度となります。

※注3 自転車によるケガは、こども傷害補償(国内外補償)と自転車傷害補償(国内補償)の補償内容を合算しております。

※注4 手術保険金のお支払い額は、日常全般のケガの入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜
歯等、お支払い対象外の手術があります。

※ 「高校生総合補償制度」について、お子様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なる場合があります。詳しくはパンフレット等記載のお問い
合わせ先までご連絡ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

〔加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。〕

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この商品は団体総合生活保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
保険契約者	静岡県立焼津水産高等学校
保険期間	2019年4月5日午後4時から2022年3月31日午後4時まで3年間となります。
申込締切日	2019年4月5日 14:00
引受条件（保険金額等）、 保険料、保険料払込方法等	引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
契約者	この保険は静岡県立焼津水産高等学校を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として静岡県立焼津水産高等学校が有します。
加入対象者	静岡県立焼津水産高等学校の生徒の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者（保険料負担者）としてご加入いただきます。
被保険者 ※1	静岡県立焼津水産高等学校の生徒（入学手続を終えた方を含みます。）「保険期間末日に年齢が満23歳未満」かつ「学校教育法に定める学校の学生・生徒」にかぎりします。
お支払方法	専用の受付窓口でのお支払いとなります。お手続き時に保険料を一括してお支払いください。
お手続き方法	添付の加入依頼書に必要な事項をご記入のうえ、ご加入窓口までご提出ください。 ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
中途加入	保険期間の中途でのご加入は随時、受付をしています。 保険料等、詳細はご加入窓口のTOKAIまでご連絡ください。
中途脱退	この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口のTOKAIまでご連絡ください。
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

※1 被保険者の範囲		傷害補償（本人型）	個人賠償責任補償（家族型）
高校生総合補償制度	ご本人	○	○
	ご本人の配偶者		○
	ご本人もしくは親権者またはご本人の配偶者の同居のご親族		○
	ご本人もしくは親権者またはご本人の配偶者の別居の未婚のお子様		○
自転車総合補償制度	ご本人	○	○
	ご本人の配偶者		○
	ご本人またはご本人の配偶者の同居のご親族		○
	ご本人またはご本人の配偶者の別居の未婚のお子様		○

* 保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

* 個人賠償責任において、ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます。（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）

* 高校生総合補償制度の個人賠償責任については、ご本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます。（代理監督義務者については、ご本人に関する事故に限ります。）

【「保険の対象となる方（被保険者）」について】における用語の解説】

(1) ご本人：加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

(2) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（婚姻とは異なります。）にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。
a. 婚姻意思を有すること。（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(3) 親 族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。（配偶者を含みません。）

(4) 未 婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

問い合わせ先

取扱代理店

(株) TOKAI 保険事業部

〒420-0034 静岡県葵区常磐町2-6-8

TEL 0120-239-237

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

引受保険会社

東京海上日動火災保険(株) 担当課 静岡支店営業課

〒420-8585 静岡県葵区紺屋町17番1 葵タワー13階

TEL 054-254-0281

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

18-T07294

■こども傷害補償の概要等（高校生総合補償制度）

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【団体総合生活保険（傷害補償基本特約＋天災危険補償特約：傷害用）】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、保険の対象となる方が熱中症（日射または熱射による身体の障害）になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約＋天災危険補償特約（傷害用）	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	• 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ • 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ • 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ • 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ • 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ • 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ • ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ • 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	

【賠償責任に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
個人賠償責任補償特約十個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる方の日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ▶ 1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方が国内で受託した家財(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額(損害賠償責任の額)について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額*3を限度とします。(受託品に係る賠償責任補償条項) なお、以下のものは補償の対象となりません。 - 自動車・自転車、船舶等 - サーフボード、ラジコン模型等 - 携帯電話等 - コンタクトレンズ、眼鏡等 - 手形その他の有価証券等 - クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 - 設備・什器や商品・製品等 - 動物、植物等の生物 - 乗車券、通貨等 - 貴金属、宝石、美術品等 *2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 *3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方(受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。)等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害(受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。) ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2*3または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 *3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 *4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。	

■自転車傷害補償の概要等（高校生総合補償制度・自転車総合補償制度）

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【団体総合生活保険（傷害補償基本特約＋自転車事故傷害危険のみ補償特約＋手術保険金不担保特約：傷害用）】

国内において自転車に搭乗している間の「急激かつ偶然な外来の事故」または、自転車に搭乗していない間の運行中の自転車との衝突・接触等の交通事故により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約＋自転車事故傷害危険のみ補償特約＋手術保険金不担保特約（傷害用）	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ - 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ - 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） - 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ - 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ - 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ - 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ - 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ - むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの - 自転車をを用いて競技等をしている間に生じたケガ 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※ 1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について180日を限度とします。 ※ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について90日を限度とします。 ※ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	

【賠償責任に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 ＋自転車賠償責任補償特約	国内において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●自転車の所有、使用または管理に起因して日本国内において発生した偶然な事故 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*3中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 *3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。



2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。



3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。

*2 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からご選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。



5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。



(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。



7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。



II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

〔告知事項・通知事項一覧〕

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷 害 補 償	個人賠償責任補償
生 年 月 日		★	★
職業・職務*1		☆*3	—

※すべての補償について「他の保険契約等*2」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

*3 自転車事故傷害危険のみ補償特約（自転車総合補償制度）をセットいただいた場合には、告知事項かつ通知事項とはなりません。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 保険金受取人



[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。



4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約・減額等を行うことを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷害や疾病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

Ⅲ ご加入時におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務[告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。



2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。



3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと



1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。



3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償	1 年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。



5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

*1 法律上の配偶者に限ります。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、下記をご参照ください。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

(東京海上日動のホームページのご案内 <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）
☐ 保険期間 ☐ 保険料・保険料払込方法
☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

確認事項	傷害補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？ * 自転車総合補償制度の場合には、確認不要です。	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○ 職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○ 職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つるの製品製造作業者」 (以上、6職種) * 自転車総合補償制度の場合には、確認不要です。	○	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

<2017年10月1日以降始期契約用>

問い合わせ先(保険会社等の相談・ご意見・連絡窓口)

取扱代理店

(株)TOKAI 保険事業部

〒420-0034 静岡県葵区常磐町2-6-8
TEL 0120-239-237
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社

東京海上日動火災保険(株) 担当課 静岡支店営業課

〒420-8585 静岡県葵区紺屋町17番1 葵タワー13階
TEL 054-254-0281
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

■ 指定紛争解決機関



東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

【通話料有料ナビダイヤル】0570-022808(IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。)

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■ 事故が起こった場合は、ただちに東京海上日動、取扱代理店または下記事故受付センターまでご連絡ください。

【東京海上日動安心110番(事故受付センター)】0120-119-110(受付時間：24時間365日) ※おかけ間違いにご注意ください。

※ 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいている有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※ このパンフレットは、団体総合生活保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳しい内容については、取扱代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※ 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、東京海上日動までご照会ください。